

新発田市職員の障がい者任免状況

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第4条の16の規定により、新発田市職員の障がい者任免状況を公表します。

【令和6年6月1日現在】

	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	障害者計	実雇用率	法 定 雇 用 率	法定雇用率の 達成に必要な 障害者の数
新発田市(認定地方機関)	1,184 人	37.5 人	3.17%	2.8%	0 人
新発田市（市長部局）	956 人	31 人	3.24%	2.8%	0 人
新発田市教育委員会	294 人	6.5 人	2.21%	2.8%	1.5 人

<参考>令和5年6月1日現在

	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	障害者計	実雇用率	法 定 雇 用 率	法定雇用率の 達成に必要な 障害者の数
新発田市(認定地方機関)	1,169.5 人	33.5 人	2.86%	2.6%	0 人
新発田市（市長部局）	943.5 人	28 人	2.97%	2.6%	0 人
新発田市教育委員会	291 人	5.5 人	1.89%	2.6%	1.5 人

新発田市の組織としては市長部局と教育委員会がありますが、人事異動や採用は一体的に行っているため、1つの組織（認定地方機関）としての認定を受けています。